

提案募集要項(公募型プロポーザル方式)

西宮市上下水道局

1 業務の概要

(1) 業務名

ウォーターPPP実施方針策定及び事業者選定等支援業務

(2) 業務目的

本業務は、本市が令和6年度に実施した「ウォーターPPP導入可能性調査」の結果を踏まえ、官民連携方式（管理・更新一体マネジメント方式〔レベル3.5〕）の導入を目指すため、業務の範囲やサービスの水準等を明確化した西宮市ウォーターPPPの実施方針を作成するとともに、事業者選定と契約締結までの支援を行うことを目的とする。

(3) 契約期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで

(4) 業務内容

1) 官民連携事業スキームの詳細検討

要求水準の設定、リスク分担の検討、プロフィットシェアの検討、モニタリング方法の検討、事業スキームの構築

2) 説明資料の作成

事業の全体スケジュール作成、財政効果算出資料の作成、想定される効果の整理

3) 実施方針策定

募集要項、要求水準書、事業者選定基準及び様式集、契約書案、その他関係書類

4) 募集書類への質問等に対する回答支援

5) 契約締結に係る支援

6) 照査

7) 弁護士による契約書類審査

(5) 委託提示額

51,328,200円（税込）を限度額とする。

各年度における支払予定額は、概ね次の割合によるものとし、契約締結後、協議して定めるものとする。ただし、令和7年度の予算または令和8年度の予算以内とする。

令和7年度 業務委託料の25%

令和8年度 業務委託料の75%

(6) 業務所管課

〒662-0918 西宮市六湛寺町8番28号 西宮市役所第二庁舎8階

西宮市上下水道局 下水管理課 官民連携チーム

電話 : 0798-32-2221

FAX : 0798-34-4738

E-mail : w_gesuikanri@nishi.or.jp

2 参加申込書に関する事項

本プロポーザル方式に参加しようとする者は、次の書類を提出しなければならない。

(1) 参加申込書の作成様式及び提出部数

ア 作成様式

- 1) 参加申込書（様式第6号）
- 2) 参加資格要件の確認書（追加様式第1号）
- 3) 業務実績（追加様式第2号）
- 4) 業務実施体制（追加様式第3号）
- 5) 会社及び配置技術者の業務実績を証明するもの
（契約書の写し、テクリス登録情報等）
- 6) 配置技術者の資格要件を証明するもの

イ 提出部数

正1部 副1部（別途PDF形式の電子データも提出すること）

(2) 提出期限、場所及び方法

ア 提出期限

令和7年3月28日（金）から令和7年4月11日（金）まで

午前9時から午後5時まで

西宮市の休日を定める条例（西宮市条例第22号）第2条第1項に規定する市の休日（以下「休日」という）を除く。

イ 提出場所

上下水道局 下水管理課 官民連携チーム

ウ 提出方法

持参または郵送（電子データについてはCD等の媒体に保存して提出すること）

郵送の場合は、事前に下水管理課まで連絡した上で「一般書留」または「簡易書留」のいずれかの方法により送付すること。期限までに必着とし、期限日を過ぎた場合は不参加扱いとする

(3) 参加申込の資格要件

本プロポーザル方式に参加しようとする者は、次に掲げる資格要件のいずれも満たさなければならない。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 令和6年度西宮市指名競争入札参加資格者名簿に登録されていること。

ウ 参加表明書の提出時点で西宮市上下水道局指名停止基準による指名停止措置を現に受けているものでないこと。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしていないこと。

オ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしていないこと。

カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

キ 平成27年4月以降に国又は地方公共団体からPPP/PFI事業の事業者選定等発注支援業務を元請けとして受注した実績があること。

3 企画提案者の選定に関する事項

(1) 企画提案者の選定に関する事項

審査委員会は前記2(3)に定める参加申込の資格要件を満たしている参加申込者について、西宮市上下水道局業務委託プロポーザル方式業者選定実施要綱（以下「要綱」という）第11条に基づき、西宮市上下水道局プロポーザル対象業務業者審査委員会（以下「審査委員会」という）の審査を経て企画提案者を選定する。

(2) 提案依頼に関する事項

選定された企画提案者に対しては、選定通知兼提案依頼書（様式第7号）を送付し、企画提案者として選定された旨の通知と企画提案書の提出依頼をする。

(3) 非選定理由に関する事項

参加申込書を提出した者のうち、企画提案者として選定されなかった者に対しては、非選定理由を書面（様式第8号）により通知する。

4 企画提案書の作成に関する事項

企画提案者として選定された者は、以下のとおり企画提案を行う。

(1) 企画提案書の作成様式及び提出部数

ア 作成様式

次の書類をフラットファイルに綴じて提出すること。

- 1) 企画提案書提出届（追加様式第4号）
- 2) 業務ごとの提案書（追加様式第5～9号）
- 3) 工程計画に関する提案工程
- 4) 業務費用に関する提案見積書

イ 提出部数

正1部 副1部（別途PDF形式の電子データも提出すること）

(2) 記載上の留意事項

ア 企画提案書に記載する数値は直近のもとし、いつ時点の数値であるか明確にすること。

イ 企画提案書は、ロゴマークの仕様を含めて会社名が分かるような記述をしないこと。

(3) 参考資料の貸与

ア 貸与資格者

企画提案者として選定された者

イ 貸与資料

ウォーターPPP導入可能性調査業務の報告資料（一部抜粋）

ウ 貸与方法

選定通知兼提案依頼書（様式第7号）の送付後、電子メール等にて送付する。

エ 貸与資料の取り扱い

本市が貸与する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用してはならない。また、この検討範囲内であっても、市の下承を得ることなく第三者に対してこれを使用させ、又は内容を提示してはならない。

(4) 企画提案書の提出期限、場所及び方法

ア 提出期限

令和7年4月16日（水）から令和7年4月30日（水）まで
午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く）
休日を除く。

イ 提出場所

下水道部 下水管理課 官民連携チーム

ウ 提出方法

持参または郵送（電子データについてはCD等の媒体に保存して提出すること）
郵送の場合は、事前に下水管理課まで連絡した上で「一般書留」または「簡易書留」のいずれかの方法により送付すること。期限までに必着とし、期限日を過ぎた場合は不参加扱いとする。

なお、企画提案を辞退する場合は、企画提案辞退届を提出すること。

(5) 企画提案書を採用するための評価基準及び配点

別紙企画提案選定評価基準による。

(6) 企画提案書の特定に関する事項

要綱第14条に基づき、審査委員会の審査を経て採用する企画提案書を特定する。
採用された企画提案書の提出者（以下「特定者」という。）に対しては、採用する企画提案書として特定された旨を書面により通知する。

(7) 企画提案書の不採用理由に関する事項

提出した企画提案書が採用されなかった者に対しては、採用されなかった旨とその不採用理由を書面により通知する。

5 特定者に関する事項

所管課と特定者は、発注業務の仕様内容について協議し、その内容を決定する。所管課は、業務仕様内容が決定し、業務の発注が整った段階で、当該業務の契約を契約管理課に依頼し、特定者と随意契約により契約を締結する。

6 本提案募集要項についての問い合わせ先

〒662-0918 西宮市六湛寺町8番28号 西宮市役所第二庁舎8階
西宮市上下水道局 下水管理課 官民連携チーム
電話 : 0798-32-2221
FAX : 0798-34-4738
E-mail : w_gesuikanri@nishi.or.jp

7 その他の留意事項

- (1) 提出期限までに参加申込書を提出しない者及び企画提案者に選定された旨の通知を受けなかった者は、企画提案書を提出することができない。
- (2) 参加申込書及び企画提案書の作成及び提出に関する費用は、参加申込者及び企画提案者の負担とする。
- (3) 参加申込書及び企画提案書に虚偽の記載をした場合には、参加申込書及び企画提案書を無効とし、その提出者を失格とする。
- (4) 提出期限後における参加申込書及び企画提案書の差替え及び再提出は認めない。

- (5) 提出された参加申込書及び企画提案書は返却しない。なお、提出された参加申込書及び企画提案書は、原則、提出者に無断で使用しない。
- (6) 業務実施体制（追加様式第3号）で受注時の配置見込みを「確定」とした配置予定業務従事者は、病休、死亡、退職等の極めて特別な場合を除き、変更できない。受注時の配置見込みを「未定」として複数名分申請し、受注後にその中から1名以上を配置する場合でも同様とする。やむを得ず変更する場合には、同等以上の技術者を配置し、本市の承諾を得ること。
- (7) 選定経過の透明性の確保上、必要な範囲で参加者ごとの評価結果を事後公表することがある。
- (8) 本業務の受託者（協力企業及び資本・人事面等において関連を持つと認められる者を含む）は、本市のウォーターPPP事業者選定において、応募企業、企業体の構成員として参加できない。

以 上